八　合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第四十五条各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

［イ～ハ　略］

九　［略］

8　法第十一条の六十六第一項第六号の二の主務省令で定める要件は、農業協同組合連合会又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一　銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第十一条の六十六第一項第六号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二　［略］

［9～13　略］

14　法第十一条の六十六第一項第七号の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社とする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により農業協同組合連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のために営むものでなければならない。

［一～三　略］

四　法第十一条の六十六第一項第一号の二、第三号の二又は第五号から第六号の二までに掲げる会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十一号から第二十五号まで及び第二十七号から第二十九号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［五・六　略］

15　［略］

（従属業務等）

第三十五条　［略］

2　法第十一条の六十六第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

［一～四の二　略］

四の三　保険媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。第五十七条の三十六第三号の二において同じ。）

［五～三十一　略］

［3～7　略］

八　合理的な経営改善のための計画（法第九十二条の三第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

［イ～ハ　同上］

九　［同上］

8　［同上］

一　法第九十二条の三第一項に規定する銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第十一条の六十六第一項第六号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二　［同上］

［9～13　同上］

14　［同上］

［一～三　同上］

四　法第十一条の六十六第一項第一号の二又は第五号から第六号の二までに掲げる会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十一号から第二十五号まで及び第二十七号から第二十九号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［五・六　同上］

15　［同上］

（従属業務等）

第三十五条　［同上］

2　［同上］

［一～四の二　同上］

［号を加える。］

［五～三十一　同上］

［3～7　同上］